

高額療養費制度

2026年8月以降

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額（入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません）が、ひと月（月初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

上限額は、年齢や所得によって異なります。69歳以下の方

≪69歳以下の方の上限額（2026年8月診療分から）≫

所得区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	年間上限額
ア	年収 約1,160万円～	$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$	1,680,000円
イ	年収 約770万円～約1,160万円	$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$	1,110,000円
ウ	年収 約370万円～約770万円	$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$	530,000円
エ	～年収 約370万円	61,500円	530,000円 (※)
オ	住民税非課税者	36,900円	290,000円

注1 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

注2 年間上限額は多数回該当に該当しない方が対象であり、月単位の「上限額」に到達しない方であっても、「年間上限額」に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担分は償還払いとなる。（償還払い：費用の全額を一度支払ったあと、年間上限額を超えた分が払い戻しされる仕組み）

※ 「～年収 約200万円」区分に該当することが確認できた方は、年間上限額410,000円を適用し、令和9年8月以降に償還払いとなる。

多数回該当

過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担上限額が下がります。

≪69歳以下の方の場合（2026年8月以降の診療分）≫

所得区分		本来の負担の上限額	多数回該当
ア	年収 約1,160万円～の方	$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$	140,100円
イ	年収 約770万～約1,160万円の方	$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$	93,000円
ウ	年収 約370万～約770万円の方	$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$	44,400円
エ	～年収 約370万円の方	61,500円	44,400円
オ	住民税非課税者	36,900円	24,600円

入院時食事療養費（患者様負担額）

所得区分		1食当たり
区分 ア		550 円
区分 イ		
区分 ウ		
区分 エ		
区分 オ	過去1年間の入院期間が90日以内	270 円
	過去1年間の入院期間が90日超	220 円

減額には申請が必要です
入院日数が90日を超える
ことが確認できる領収書
の持参が必要です

※指定難病又は小児慢性特定疾病の方は、1食当たり 330円